

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会会長専決規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第28条の規定に基づき、会長が専決する事項を定めるものである。

## (業務等)

第2条 会長が専決する日常業務として理事会が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免に関する事
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 軽微な契約及びその変更に関する事
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 利用者の預り金の日常の管理に関する事
- (11) 寄付金の受入れに関する事
- (12) その他、会長が必要と認める事項

## (補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年6月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。